

戦国期酒麴専売訴訟にみる山門の京都支配

——西京神人との関わりを中心として——

杉谷理沙

はじめに

本稿は、戦国期における都市京都の支配構造について、山門と北野社、膝下領西京との関わりを素材として検討するものである。

中世の京都支配における山門の役割が大きかったことは言を俟たないだろう。とくに北野社と膝下領西京に関して言うとき、足利義満は西京神人の酒麴役免除を通じて北野社家松梅院に西京神人の支配権を集中し、「麴座」の本所としての山門と西京を切り離したとされる^①。三枝暁子氏は「義満政権はまた、京都の商人に対する山門の支配権を整理し、酒造業に関しては、「東京」の酒屋を山門が、「西京」の麴業者を北野社が、幕府の認定のもとそれぞれ支配することとなった^②」^③と言い、幕府の都市民支配政策は諸権門の商人支配を前提として展開されていたとする。

以上の先行研究の成果に学んだ上で疑問となるのは、めまぐるしく変動する戦国期京都の情勢の中で、このような山門の存在を前提とした京都支配の構造はどのように変化したのか、という点である。度重なる將軍の京都不在、為政の所在の不定、あるいは法華衆と山門との長きにわたる諍いが起こっていた状況下で、その構造が不変のものであったとは考えられない。また当然ながら、山門と北野社との本末関係は戦国期にも継続しており、この本末関係の枠組みがどのように捉えられたのか明らかにはせねばならない。そこで本稿では、天文十四年（一四五四）に起き

た西京神人による酒麴専売訴訟に着目したい。この訴訟の一連の動きでは、山門西塔と西京神人とが直接結びついている様が確認でき、室町期に幕府が志向した「山門と西京との分断」状態は維持されていなかったと見ることが出来る。

応仁の乱後の馬上役について検討した下坂守氏は、「乱後、袂を分かつた幕府と山門衆徒がそれぞれ京都の「諸商売」にどのように臨み、またこれに対して「諸商売」側がどう対応したか」が今度の課題であるとしている^④。北野社においても、応仁の乱後には北野祭の退転が起こっており、西京神人は祭礼役を負担する以外の姿を見せていく。三枝氏はこの点について、「北野社の支配から離脱しようとする神人たち独自の動きがあった^⑤」としている。

さて、天文十四年に酒麴専売の相論が起こされている件について、その事実は早くから指摘されて来た^⑥。しかし、なぜこの年に再び酒麴専売が求められたのかという点については明らかにしていない。乱後増加する俗人の酒屋・土倉が往々にして法華宗信仰を持ち、また法華衆は永く山門と対立関係にあつて天文法華の乱が惹起されたことを踏まえるならば、西京神人の酒麴専売訴訟もこれらの相克の中で解されるべき問題であると考えられる。なお近年の天文法華の乱をめぐる研究では、六角氏の立ち位置が再検討されるなど、政治的側面からも解明が進められている。本稿でも問題関心上、幕府や六角の意図を踏まえて検討すべきで

はあるが、敢えて山門対法華宗という宗教間の対立としてこれを捉えることにより、山門の意図を浮かび上がらせることを主目的としている点をはじめにことわっておく。

一 室町・戦国期における酒麴専売訴訟

(1) 室町期の酒麴専売訴訟から文安の麴騒動へ

西京麴座神人（以下、西京神人）については、古くは小野晃嗣氏や網野善彦氏が、また近年では三枝暁子氏がその詳細を明らかにしている。とくに室町期北野社の酒麴専売に関しては、北野麴座の実態を明らかにすることを目的とした小野氏の論稿がまず挙げられる。また太田順三氏は永享の山門騒乱へと至る過程として北野社の麴専売に言及し、清水克行氏は足利義持の禁酒統制の観点から、あるいは正長の徳政一揆前段の解明を目指す観点からそれぞれ検討している。以下、諸氏の研究に導かれつつ、その経過を簡単に追うこととしたい。

嘉慶元年（一三八七）、足利義満は西京神人の造酒正からの課役（酒麴役）を免除した（表No.5、6）。そして北野社の將軍家御師である松梅院禪能を寵愛した足利義持は、応永二十六年（一四一九）九月十二日、西京神人の酒麴専売を認める下知状を発給した（表No.7、8）。これを受けて山門は三塔集会を開き、次の事書を発給している。

史料一 「社家条々抜書」（『北野社家日記』第七所収。ルビは省略した）

一、応永廿七年潤正月十一日禪師彼岸三塔集會議曰、

早可下為寺家沙汰、被_レ触_中申北野社務_上事、

右天満天神者、円宗愛樂之神明山門崇重之靈神也、然間日

吉与北野本末之旧好異_二于他_一、山門与洛中敬信尊卑超_レ余、

爰酒麴事聖廟垂迹已前被_レ定_二其業_一、降臨已後殊為_二神職依怙_一、而頃年東京動恣_二私曲_一、構_二麴室_一之間、神祭已下零落之条、無_レ勿体_一之次第也、幸為_二公方_一任_二旧議_一、御成敗之処、万_一為_二山門_一得_二非抛_一之語、及_二余議_一者、不_レ可_レ然者也、以_二一旦依怙_一被_レ惱_二万年之神襟_一之条、末社之衰微也、本山争_レ不_レ歎_レ之乎、仍向後於_二酒麴_一者、且任_二公方御成敗之旨_一、且任_二往古之故実_一、專_二西京麴業_一、被_レ止_二東京麴室_一之上者、堅為_二山門_一不_レ可_レ有_二違乱之煩_一、將又於_二北野_一者、自_二往古_一被_レ止_二公人乱入_一之旨、被_レ定_二大法_一之上者、殊就_二此事篇目_一、万_一雖_レ有_二公人等罷向事_一、為_二社中_一堅相支、不_レ可_レ被_二入立_一者也、仍為_二後証_一、加_二使節暑判并三塔之連暑_一、所_レ触_二送社家_一之状如_レ件、（以下署判省略）

右の事書によれば、東京が麴室を構えていることは「神祭已下零落」であり、「末社之衰微」を防ぐため、本山としての山門が西京の酒麴専売を認めた。後の山門の動きを踏まえると、この時点での山門は、幕府の權威を背景とした北野社の権利を洪々認めたと読むべきだろう。

義持の下知を受け、洛中の酒造業者たちは請文を提出させられ（表No.12）63）、麴室が次々と破却されていき、最終的に統制された酒造業者の数は三四二軒にもなった。このような義持の強行的なまでの姿勢に対する反発の現れとなったのが、近江坂本馬借による松梅院破却の計画である。坂本の馬借一党は松梅院坊の破却を目指して京都への乱入を企てていた。その目的は、松梅院主禪能が酒屋の麴業を停止させたことにより近江の米価が暴落したことへの対抗であった。その背後には酒屋を経営する山門の意向があったらしく、義持死去後の正長元年（一四二八）七月二十七日に西塔釈迦堂に閉籠した山門大衆たちは、八月二十七日に至り

北野社へ事書を発給し、次のような要求を下した。

史料二 「杜家条々抜書」(『北野社家日記』第七所収、ルビは省略した)

正長元年八月廿七日 山門西塔院閉籠衆々議曰、

可_三早相_三触北野公文所_一事

右一天之安全者專依_三日吉之神光_一、四海之静寧者併翻_三吾山之護持_一矣、然間帝都乱_三法度一時加_三制誡_一者先規也、故実也、爰為_三末社々官_一順_三諸門跡_一、建_三綱所_一事、緩怠之至極下剋上之至也、不_レ移_三時日_一可_レ破_レ之、_是一、就_レ中北野社政所職者為_三曼殊院御門跡_一、代々御管領之処、押領之条過分之至、誠猶有_レ余、早任_三先規_一可_レ返_三申彼御門跡室_一、_是二、次近年打_三開北野芝_一、耽_三土貢_一作_レ之、前代未聞所行也、速歸_三旧規_一可_レ成_三荒野_一、_是三、次社頭外廓大堀已_レ下_レ害、偏相_三似城廓之構_一、造意何事、無_レ勿体_一次第也、急可_レ破、_是四、次麴事、京都土倉等致_三其沙汰_一之処、号_三先例_一令_三停止_一之、剩令_レ書_三起請文_一、結句相_三語傍族_一、取_三調連署之状_一、号_三山上之下知_一之条、希代不思議奸曲也、早速調_レ之可_レ返_三渡閉籠衆_一也、_是五、所詮此等条々存_三如在_一令_三難渋_一者、犬神人并差_三遣馬借_一等_一、忽可_レ破_三却住坊_一事、不_レ可_レ廻_三踵_一、其時定_レ而可_レ有_三後悔_一哉之旨、群議了、

ここにある「北野公文所」とは松梅院禪能を指す。すなわち、大衆は松梅院禪能が山門末社の社官として門跡に準じる綱所を建てたことや、本来曼殊院が管領している北野社政所職に松梅院が就いていること等に加え、松梅院が麴業を独占していることを非難している。これらの事書に対し、門跡からは「当社政所職事、任_三先規_一被_レ補畢、更非_三押領之儀_一候也」と御教書が出されており、政所職に関しては松梅院を擁護する立場を取っている。逆に、政所職以外には言及すらしておらず、門跡は麴業には何も関知する立場になかったことが伺える。また翌日の二十八日

には、山門の閉籠に対抗して西京神人が北野社頭に閉籠しており、これは幕府の酒麴専売権の否定への抗議であったとされる¹⁹。そして九月十八日、松梅院禪能は幕府へ西京神人の酒麴専売権の還補を求め、幕府がこの要求を認めたことにより状況は元に戻る(表No.66)²⁰。

以上の経緯で再び認められた西京神人の酒麴専売権に対し、山門は嘉吉三年(一四四三)春頃、ふたたび抗議を開始する。その結果引き起こされた事件が、いわゆる「文安の麴騒動」である。その様子は次の史料に詳しい。

史料三 『康富記』文安元年四月十三日条

{北野社上事、}十三日壬辰、晴、是日辰剋許、北野天満宮社頭{北野}地炎上、神輿其外御宝物等奉_レ取_レ出_レ之、但輪藏_{切經緒}一夜松御社許相残、凡東門・南門内悉焼亡、多宝塔、同朝日寺炎上了、火本西僧坊北端也、日来西京住人与洛陽酒屋、就_三酒麴商売事_一、近年連々及_三訴陳_一、自去年春、西京住民等作_三酒麴_一之間、東京酒屋土蔵及_三訴訟_一、剩令_レ引_三級山門訴訟_一之由、有_三其聞_一、作_三麴事_一又可_レ被_レ付_三東京_一歟之由有_三風聞_一、依_レ之西京住人号_三千日籠_一、令_レ閉_三籠北野社中_一、然間自_三管領_{西京左衛門}今朝欲_レ召_三捕彼閉籠人_一之間、西京余党乱_三入西僧坊_一、付_レ火烧_三弘社中_一、仍及_三合戦_一、侍所佐々木京極手多被_レ疵、又矢庭討死、西京住民自焼之間、西京悉焼亡成_三荒野_一云々、神輿_二基奉_三取出_一、并宝物等被_レ奉_三安_一置松梅院坊_{北野}云々、自_三管領_一被_レ置_三警固之武士_一云々、

北野社中依_レ有_三死人_一、為_三甲穢_一所、侍所佐々木内者多有_三死人_一・手負_一、仍為_三乙穢_一、管領為_三丙穢_一、其外不_レ及_三触穢_一云云、

右の史料によれば、嘉吉三年(一四四三)の春から、西京神人の酒麴専売に対し洛中酒屋土倉が訴訟を起こしており、その背後には山門の存在があった。幕府は洛中酒屋土倉の訴えを容れ、西京神人の酒麴専買権を

否定する動きを見せたため、西京神人らは千日籠と称し北野社に閉籠した。しかし神人らの訴えは認められず、合戦に発展したすえ西京神人は自焼し、周囲は灰燼に帰した。佐々木創氏の比定によれば、火元は本殿西方にある西僧坊北側の闕伽井経蔵であるといい、その焼失範囲は本殿を含め本殿後方の末社や東方の御供所八嶋・法華堂・御塔と、社頭南西の一角を除く広範囲に及んだという。

さて、翹騷動後の西京神人はどうなったのだろうか。『北野誌』（首巻天）によれば、神人たちは翹騷動後木曾福島へ逃散し、応仁元年（一四六七）に細川勝元の許可によって帰来したとするが、根拠となる史料は示されていない。三枝氏は、翹騷動の翌年に西京神人が祭礼の馬上鉾を負擔している状況から、騷動以降もしくは翹業を営みながら祭礼役・神供を負擔する活動形態が維持されていたと推測している。ただ応仁の乱後、西京は大内氏の焼き討ちによる被害を受けており、戦乱の影響による翹業の衰退は免れなかったと考えられる。

年未詳「北野神人來由事書」（北野光乗坊文書）²⁴には、翹騷動での北野社炎上以降神人が「神敵」とみなされ社参が絶えていたこと、社参を求めて訴訟を繰り返していたことが記録され、また元禄二年（一六八九）の「西京神人事」²⁵にも「神人事ハ_{文安}永年中_二当_二社頭へ火ヲかけ_レ尽ク焼失候事ハ神人ノ仕事故、神敵ノ神人トテ從_二御公儀_一神人悉ク追放被_レ爲_二仰付_一候」とあり、文安の翹騷動における北野社炎上の責により西京神人はやはり「神敵」と見做されていた。²⁶このような状況下の天文十四年（二五四五）八月、西京神人の酒翹専売権が再び主張される。文安の翹騷動から約百年後の出来事であった。

(2) 天文十四年の酒翹専売訴訟

発端は次の史料である。

史料四 西塔院執行代折紙（『北野天満宮史料古文書』八六号文書、表No.68）

西京翹之事、被_レ帶_二數通之御判并証文等_一、從_二先規_一無_二他妨_一被_二進止_一之段、無_二其紛_一之処、近年有名無実之儀在_レ之云々、不_レ可_レ然、所詮任_二旧例_一、被_レ止_二非分族_一、為_二当_一所_レ可_レ被_二申付_一之由、依_二衆議_一折紙如_レ件、

天文十四
八月三日

西塔院
執行代（花押）

北野社神人
当所翹座中

八月三日、山門西塔の衆議にて、他の妨げなく行ってきた由緒ある西京の翹業が有名無実化していることを問題として、西京神人が翹を専売すべきことが「翹座中」に命じられた。これを受けた西京神人は幕府へ翹専売権の復活を願い出た。

史料五 北野宮神人西京諸住等申状（「別本賦引付」一〇、『室町幕府引付史料集成』上、表No.69）

一 北野宮神人西京諸住等申状 天文十四 八七

右当所翹役事、一切不_レ交_レ他仕來之段、為_二勿論_一之処、先年洛中洛外土倉以下猥及_二其働_一之間、依_二子細申糺_一、向後可_レ致_二停止_一之趣、捧_二源重起請文_一、慥乍_レ申_レ理之、近代又恣売買之條、於_二当所之役人_一者無_二其詮_一段、近比迷惑至極也、殊理運之旨數通之証文更無_レ紛上者、速退_二非分競望_一、如_二先規_一、当_一所_レ可_レ及_二其役_一之段、以_二請文旨_一被_レ成_二下御下知_一者、可_レ奉_二忝存_一之通、為_レ預_二御披露_一、粗言上如_レ件、

天文十四八月 日 請文別紙在_レ之、

山門と西京神人の主張では「一切不_レ交_レ他仕來」とされており、翹騷

動における西京神人の麴専売権否定の事実が無視され、あたかも麴騒動以前の状況を再現しようとしているかのよう感じられる。麴騒動以降百年の間に西京神人の麴専売が再び命じられた形跡は見られないため、ここで持ち出されている「数通之御判并証文等」は義持期における文書を指すと考えられる。

そして幕府は西京神人の要求を容れ、八月七日付で「上下酒屋土倉中」(表No.72)・「洛外酒屋土倉中」(表No.73)へ、また同十三日付で「上京地下中」(表No.74)・「下京地下中」(表No.77)・「洛外地下中」(表No.78)に宛てて西京神人以外が麴業を行うことへの禁止を通告したが、これを受けた「上下京酒屋土倉」は争う姿勢を見せ、次のように主張している。

史料六 上下京酒屋土倉申状(「別本賦引付一」二二、『室町幕府引付史料集成』上、表No.80)

一 上下京酒屋土倉申状 天文十四 八 廿三

右洛中麴室事、一切可_レ致_二停止_一之旨、今度西京麴師各掠_二給御下知_一一段、以外次第也、其謂者、於_二京中_一致_二此業_一事既百余歳、于_レ今打続相違無_レ之、元来以_二御成敗之旨_一、東京_二彼室_一相構_二之処_一、西京之輩奉_レ違_二背之_一、酒屋所々_二打入_一、致_二強儀_一、剩_二北野社_一閉籠仕候間、其此自_二山門西塔院_一依_レ被_レ達_二上聞_一、去文安元年_二被_レ加_二御退治_一、閉籠衆数十人致_二生涯_一、社中忽令_二炎上_一訖、此段号_二麴騒動_一、一天下無_レ其隱_二者也_一、殊此時灰尽_二之社頭_一、誠鏤_二金銀_一異_レ于_レ他、雖_レ為_二御崇敬之神社_一、偏西京地下人緩怠源重之故、如_レ此被_二滅却_一訖、然_お今何之忠儀在_レ之而恣_二企_一謀_二謀_一哉、且者不_レ奉_レ恐_二公儀_一歟、縦古文書等_お雖_二捧申_一、是又可_レ為_二御罪科_一已前之儀、争_レ可_レ被_レ賞_二之哉_一、其砌酒屋中_二毛龍安寺殿御教書等_一致_二頂戴_一之由、雖_レ承_レ及_レ之、応仁一乱_三、土倉・酒屋三百余个_一所断絶之間、引_二失之_一歟、先以此酒屋上分銭山門_二所_一出_レ之、納所

職河村譜代存知_二付而_一、度々御下知数通在_レ之、_右麴_お仕来之証拠尤為_二分明_一歟、猶以至_二御不審_一者、可_レ被_レ遂_二御糺明_一哉、此等之趣被_二聞食披_一事、新_レ可_レ被_レ退_二彼等濫訴_一者、可_二忝存_一者也、仍言上如_レ件、

天文十四年八月 日

上下京酒屋土倉の主張は、①自分たちが文安の麴騒動から百年の間麴業を続けてきた。西京神人は閉籠によって北野社を焼亡させたにもかかわらず、今更何の忠義を以て謀訴を企てているのか。②西京神人から提出された証文は「御罪科」＝文安の麴騒動以前のものである。酒屋中にも細川勝元からの御教書が存在していたが、応仁の乱による土倉酒屋の断絶のために失ってしまった。酒屋上分銭を徴収する山門納所職の河村が由緒を知っているので、ご下知も数通ある。そのため、上下京酒屋土倉が麴業を行ってきたことは分明である、というものであった。細川勝元からの御教書が何を指すのかは不明だが、上下京酒屋土倉が麴業を行っていたことを示す証拠となるものであろう。右の訴えを受けて同月二十五日には幕府から「西京麴師中」に宛て、上下京酒屋土倉への妨げを停止すべきことが命じられている(表No.81)。

また、九月三日に西塔執行代から西京諸住麴座中に宛てて「從_二当院_一酒屋土倉中江折紙被_レ出_レ之旨、風聞之由注進候、此儀者最前為_二此方_一一行被_レ遣上者、別仁出事不_レ可_レ在_レ之候、可_二心安_一候、万_一左様之儀候共、返_二古仁_一可_レ成候」と伝えられている(表No.82)。その一方で、十月一日には山門三院執行代より西京神人へ「西塔院旧領西京麴役之儀、数通之御代之 御判物・御教書并支証等明鏡之上者、如_二先々_一洛中洛外之可_レ被_レ專_二商売_一者也、自然於_二当山_一從_二何方_一非分折紙等雖_レ被_レ出_レ之、更_レ以_レ不_レ可_レ立_二專用_一候、既今度被_レ任_二先例_一被_レ成_二御下知_一候上者、弥々不_レ可_レ有_二承引_一」とする旨の連署折紙が下されており(表No.83)、すなわ

ち西京神人の酒麴専売を志向し推し進めていたのは西塔の一部勢力であつて、山門の総意ではなかつたことが伺える。

以上の状況より、室町期と天文十四年における麴専売をめぐる訴訟の対立構造は、北野社・西京神人対山門・土倉酒屋という構造から、西塔(の一部)・西京神人対土倉酒屋という構造に変化していることが分かる。また酒麴売買停止の被命令者として、上下京及び洛外の土倉酒屋と、上下京及び洛外の地下中が挙げられており、さらに「河村」が「納所職」として挙げられていることが顕著な違いとして挙げられるだろう。

被命令者に関しては、「上下京地下人」に関する河内将芳氏の研究がある。²⁸氏によれば、「上下京地下人」は天文期頃から幕府関係史料を中心に見られるようになると言ひ、これは公方御倉や正実坊を除く土倉・酒屋によって形成された職縁集団が、惣町レベルでひとつの階層として捉えられた姿を表わす文言であるという。

また納所職に関しては、「河村」とは納銭方の河村新二郎元興²⁹を指し、文安の麴騒動における東京酒屋の勝利と引き換えに山門へ支払われることとなつた上分銭を徴収し貢納する役割を担つていたことが明らかにされている。³⁰

では、訴訟構造の変化はどう捉えるべきだろうか。またなぜ西塔の一部勢力は、史料六で山門へ上分銭を納めてきたと主張する土倉酒屋を切り捨てるような行為に及んだのだろうか。ここで想起されるのは、山門と法華衆の対立の末に惹起された天文法華の乱とその後の展開である。

二 酒麴専売訴訟に見る戦国期の都市構造

(1) 天文法華の乱と天文十四年の麴専売訴訟

天文五年(一五三六)二月、一条烏丸観音堂にて談義を行つていた山門西塔北尾の華王房に対し、法華宗門徒の松本久吉が問答を仕掛け、華王房は散々に言い負かされた。いわゆる「松本問答」である。これを知つた山門大衆は激怒し、六角軍と共闘して京へ乱入、法華宗二十一本山は焼亡し、法華衆徒らは堺へ逃れた。³¹その後、天文十一年(一五四二)十一月には後奈良天皇綸旨による帰洛の勅許が出され、天文十四年(一五四五)八月二日には細川晴元により本能寺の「本屋敷」への還住が認可された。また同日には本能寺屋地(下京六角与四条坊門油小路西洞院中間方四丁町)の地子銭が免除された。さらに同十八日には次の幕府御教書が下されている。

史料七 『日唱本両山歴譜』天文十四年条(『本能寺史料』古記録編)

又■八月十八日奉書曰、

下京六角与四条坊門油小路西洞院中間方四丁町事、雖^レ為^二沢村千松私領^一、相^二副本証文数通^一、売^二渡当寺^一候段分明也、次彼地本館之事、同今度買得云々、旁以放券状炳焉之上者、彼四町町巷所等一円領知不^レ可^レ有^二相違^一之由、所^レ被^二仰下^一也、仍執達如^レ件、天文十四年八月十八日

対馬守在判 本能寺雜掌

このような法華宗の動きに対し、山門は「憤猶不^レ止、自今ハ諸法花宗ハ叡山可^レ為^二末寺^一、諸事可^レ從^レ指^三」³²と主張している。

以上から分かるように、史料四にて西塔から西京神人へ酒麴専売権を回復するよう命令が下つたのは、細川晴元が本能寺の還住を命じた翌日

のことであった。すなわち天文十四年に至って唐突に酒麴訴訟が再起されたのは、法華宗の京都還住への対抗措置であった可能性が高いと考えられよう。松本問答の発端である華王房は西塔の僧であり、法華宗の排斥に積極的だったのは西塔であったことも、天文十四年の酒麴専売訴訟が西塔による法華宗対策の一部であったことの証左と言えらる。

ここで注目したいのは、史料七に見えるように、本能寺が「沢村千松」の私領を買得し、京都への還住を果たしたということである。沢村とは下京の土倉で、もと日吉神人であった。北陸方面を中心に都鄙をまたぐ商人として活動したという。また応仁の乱後は山門と距離を置き、武家に被官化した。乱前には柳酒屋中興（八幡神人）に婿入りして八幡の神人身分を獲得しようとするなど、商線の拡張に腐心していたことがうかがえる。小谷利明氏は本能寺と沢村との関係は土地売却以前から継続しており、このような両者の関係は、沢村が法華宗信者である土倉・酒屋たちの支持を得て有力者になっていくことに繋がったという意義を見出している。すなわち、沢村千松と法華宗とは互いの利害関係のもと結合していたと言いうことができる。また、室町期から近世にかけて贈答に多用された美酒として高名な柳酒を醸造・販売した柳酒屋を経営していた中興一族は熱心な法華宗信者であった。この中興が柳酒屋を継承したのは戦国期以降であるとい、洛中に広範に点在し土倉も経営していたことが明らかにされている。室町期以来、山門配下に属する土倉酒屋が多く存在したことはつとに知られているが、戦国期にはこのような山門に直属しない土倉酒屋が勃興しており、またそれらは往々にして法華宗とつながりを持つていた。つまり、史料六にて、麴作を禁じられた「上下京酒屋土倉」が麴騒動以来山門に上分銭を納めてきた、つまりは山門配下であった由緒を主張しているにもかかわらず、西塔がこれらを切り捨てるような態度に及んでいるのは、応仁の乱後における「山門気風の土

蔵」とそれ以外の土倉・酒屋との間に起こっていた納銭執沙汰をめぐる対立⁵⁵に加えて、これら法華宗と親和性を持つ土倉・酒屋を排除するため、西塔が西京神人と手を組むことを選んだ結果と捉えることが出来よう。

以上のような西塔の動きは一見、山門が辛酸を嘗めた室町期における北野社の酒麴専売状況の再現のようにも見えらるが、先述したように戦国期において北野社から「神敵」と見做され距離を置かれていた西京神人を直接配下に置くことにより、西塔は北野社へ力を渡すことなく酒麴専売権を主張することが出来た。訴訟に関わる文書類に北野社の主体的な姿が見えてこないのは、以上の理由によると考えられる。

(2) その後の展開

その後、天文十五年（一五四六）十一月には六角定頼から伊勢貞孝に宛て、西京と東京相論につき、西京神人の言い分を認め、「東京麴方」の言い分を許容しないよう求める書状が出されている。

史料八 六角定頼書状（『北野天満宮史料古文書』九八号文書、表No.84）

就^二西京麴^一、西京・東京相論之儀、北野神人西京証跡等見給候、厳重之儀候、東方麴方事從^二何方^一被^レ申^三子細^一雖^レ在^レ之、不^レ可^レ能^二許容^一之段令^二存知^一候、尚^二狛丹後守^一可^レ申候、恐々謹言、

十一月廿七日
（天文十五年）
 定頼（花押）

伊勢貞孝
 伊勢守殿 進^レ之候

史料九 六角定頼書状（『北野天満宮史料古文書』九九号文書、表No.86）

就^二洛中麴儀^一、東京・西京申結次第承候つる、然^レ宗^三三并田井源介^一平井新左衛門尉如^レ此申越候、先度如^レ申、於^二此方儀^一者、自^二何方^一雖^レ申^三子細^一候、不^レ可^レ能^二許容^一候段、勿論候、雖^レ然、公儀^{（足利義輝）}右京兆^{（細川晴元）}御間御相刻仁相成候へ者、不^レ可^レ然^レ之条、証文以下慥^二右京兆^一被^二事於^一尽^一、以^二其上^一被^レ申事無^レ之様御裁判可^レ然候哉、為^レ其令^レ申候、

尚狛丹後守可申候、恐々謹言、

(天文十五年)
十一月廿九日

伊勢守殿 進之候

(六角)
定頼 (花押)

右の史料によれば、細川晴元配下の三好政長らは東京に引渡し、將軍は西京に理運ありと判断していた^①。このとき六角の判断でも西京神人に理運ありとされているが、実際に西京神人の酒麴専売状態へと至ったか否かは明らかでない。ただ、更に十五年後の永祿四年(一五六二)にも次の西京神人の酒麴専売を認める幕府奉行人奉書が出されており、天文十五年段階での酒麴専売命令は実態が伴っていなかった可能性が高い。

史料一〇 室町幕府奉行人連署奉書『北野天満宮史料古文書』一一二号文書、表No.87)

北野宮寺領麴役事、一切不交于他沙汰来之処、洛中洛外土倉以下猥致其沙汰之条、先御代任数通証文旨、可令停止之段、被成奉書一訖、然近年又恣構室云々、以外次第也、所詮証文等分明上者、退三分競望、如先々為当所専彼業、可随神役之由、所被仰下也、仍執達如件、

永祿四年九月二日 丹後守 (花押)

(松田藤弘)
散位 (花押)

北野宮社人
西京諸住等中

史料一一 室町幕府奉行人連署奉書『北野天満宮史料古文書』一一三号文書、表No.88)

北野宮神人西京諸住等申洛中洛外麴役事、為当所令停止之処、背先規一条、先御代雖被成奉書、近年又恣構室云々、以外次第也、所詮証文分明之上者、早退三分競望、如先々専彼業、可随神役之趣、被成御下知訖、可令存知候由、被仰出候也、仍執達如件、

永祿四 九月二日

(松田)
藤弘 (花押)
頼隆 (花押)

上下酒屋土倉中

右の二通から、天文十四年以降、一応酒麴は西京神人の専売とされていたこと、実態としては洛中洛外の土倉・酒屋は従っていないことが伺える。なぜ永祿四年に三たび酒麴専売が訴えられたのかは不明だが、同年六月には六角の軍勢が近江から京へ攻め入り「号法華宗弘」という風聞があったらしい(『嚴助往年記』永祿四年六月条)。この点について河内氏は「六角氏が、この時期の畿内近国を実効支配し、法華宗とも近いとみられていた三好氏(三好政権)と対立していたことが関係するのではないか」と推測している。つまり永祿四年の訴訟は、六角と三好との対立を利用して山門が法華宗の勢力を削ごうとした行動の結果と考えられる。

河内氏によれば、法華宗は財を媒介とした交渉によって還住を果たしたと言い、天文十六年、山門は毎年百貫文を受け取るという約束のもと法華宗との和談にに応じている。近年の研究では、天文法華の乱後も法華宗は高い経済力を維持し続けていたとされ、一方山門は応仁の乱後経済力を低下させていく^④。このような状況下で西京神人の酒麴専売訴訟が起こされていることは、山門、とくに西塔が経済力回復法を模索していたことを示している。しかし文安の麴騒動や応仁の乱後の西京焼き討ちを経た西京神人には、京都の酒麴を専売とするほどの製造ノウハウは受け継がれていなかったことが推察される。そのような状況下にあってもなお西京神人の酒麴専売を訴えようとした事実こそ、戦国期における山門西塔の焦燥を読み取ることが出来るのである。

おわりに

以上見てきたように、室町期と戦国期との比較において、酒麴をめぐる山門（西塔）・北野社・西京神人の相関関係は大きく変容していた。その背景には、文安の麴騒動を経験して北野社と西京神人との関係が悪化したこと、また麴騒動や応仁の乱を経て西京神人そのものあり方が変質したこと、戦国期に及んで山門を相対化しうる法華衆勢力が有力化したこと等が挙げられる。室町期に幕府によって分断された山門と西京神人とが再び接近し、天文十四年に酒麴専売訴訟が起こされているのは、西塔による天文法華の乱後における法華衆対策の一環と位置づけることができる。西塔は天文法華の乱を経てもなお経済力を維持し続けていた^④法華衆を排除するため、酒麴をめぐる室町期の状況を再現しようと試みたと考えられ、その上で北野社と西京神人との関係が悪化していることは西塔にとって好都合であった。

最後に、戦国期における山門に関わる本末関係の枠組みについて触れ終わりたい。すでに述べたごとく、天文法華の乱後、天文十一年（二五四二）十一月の後奈良天皇による帰洛勅許に始まり、同十四年（二五四五）の細川晴元による「本屋敷」への還住命令を受けた本能寺の屋敷が幕府より安堵されたことを受け、山門は同十五年「当宗帰洛勅許ニ付、山門憤猶不止、自今ハ諸法花宗ハ叡山可_レ為_二末寺_一」と主張した^⑤。同十六年（一五四七）六月には、法華衆は山門へ日吉祭礼料として毎年百貫文を納めることを誓っており、河内将芳氏はこれを実質的な末寺銭と見ている^⑥。山門はこのように、自他宗問わず「末寺化」を命じることで、それらを配下に収めようとする動きをみせている。天文法華の乱における戦闘では、山門によって諸末寺・諸末社の軍勢が徴発されており、戦国期に至っても末寺・末社は山門の軍事力の一端と認識されていた。ま

た河内氏は、山門が法華宗や本願寺などの法流を異にする寺院を盛んに末寺化しようとした動きの背景には、応仁の乱を境とした山門の経済力低下があったと指摘している^⑦。本稿で見た、西京神人を動員した山門（西塔）の酒麴専売をめぐる訴えもまた、対立する法華衆の排斥のための動きであると同時に、北野社を介していないとは言え、山門が末社を通じて経済を再構築しようとした動きのひとつとみても良いのではないか。本末関係の枠組みは姿を変えながらも、京都支配の一端として戦国期においてもなお期待されていたのである。

注

- ① 三枝暁子「北野社西京七保神人の成立とその活動」〔『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇七年〕。
- ② 三枝暁子「室町幕府の京都支配」〔『比叡山と室町幕府』東京大学出版会、二〇一一年、初出二〇〇九年〕。
- ③ 下坂守「応仁の乱と京都」〔『中世寺院社会と民衆』思文閣出版、二〇一四年、初出二〇〇二年〕。
- ④ 三枝注①論文。
- ⑤ 小野晃嗣「北野麴座に就きて」〔『日本中世商業史の研究』法政大学出版局、一九八九年、初出一九三二年〕。脇田晴子「領主経済の変質と問屋的支配」〔『日本中世商業発展史の研究』御茶ノ水書房、一九六九年〕。
- ⑥ 河内将芳「天文法華の乱後、法華宗京都還住に関する考察」〔『戦国仏教と京都』法蔵館、二〇一九年、初出二〇一七年〕。
- ⑦ 網野善彦「西の京と北野社」〔『日本中世都市の世界』ちくま学芸文庫、二〇〇一年、初出一九九一年〕。
- ⑧ 小野注⑤論文。
- ⑨ 太田順三「永享の山門騒乱とその背景」〔佐賀大学教養部『紀要』第十一卷、一九七九年〕。
- ⑩ 清水克行「足利義持の禁酒令について」〔『室町社会の騒擾と秩序』吉川弘文館、二〇〇四年、初出一九九九年〕。

- ① 清水克行「正長の徳政一揆と山門・北野社相論」(『室町社会の騷擾と秩序』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇三年)。
- ② 足利義持と松梅院禪能については、小泉恵子「松梅院禪能の失脚と北野社御師職」(『遙かなる中世』八、一九八七年)参照。
- ③ 『北野天満宮史料古文書』七号文書。
- ④ 『北野天満宮史料古文書』一〇号文書等。
- ⑤ 清水注⑩論文。
- ⑥ 『兼宣公記』応永三十三年六月八日条。
- ⑦ 清水注⑪論文。
- ⑧ 『満濟准后日記』正長元年八月二十八日条。
- ⑨ 清水注⑪論文。このとき、門跡は北野社頭へ直接御成し、閉籠衆の慰撫を行っている(『社家条々抜書』(『北野社家日記』第七、二二頁)。
- ⑩ 『北野天満宮史料古文書』六三号文書。足利義教が松梅院禪能の西京神人の閉籠に加担しているのではないかと疑い(『社家条々抜書』正長元年八月二十八日条)を持ちながらも西京神人の酒麴専売を再び認められたのは何故かという点について、佐々木創氏は幕府が閉籠により祭礼・神事の停滞や奉仕の欠如を恐れたためと結論づけている(佐々木創「文安の麴騷動——西京神人「閉籠」の歴史」(京都文化博物館編『北野天満宮 信仰と名宝 天神さんの源流』思文閣出版、二〇一九年)。
- ⑪ 佐々木前注論文。
- ⑫ 三枝注①論文。
- ⑬ 『親長卿記』文明六年七月二十七日条、『東寺執行日記』同二十六日条、『大乘院日記目録』同二十六日条、『大乘院寺社雑事記』同二十七日条、『言国卿記』同二十四日条等。
- ⑭ 東京大学史料編纂所所蔵、請求記号貴四〇・一・二二七。
- ⑮ 『北野天満宮史料目代記録』所収「西京神人御補任一件留書」。
- ⑯ 三枝注①論文参照。近世に至ると京都所司代などを介して種々画策し、近世中期以降には再び出仕するようになるという(石津裕之「近世における神社伝奏に関する一考察」(『日本史研究』六三七、二〇一五年)。
- ⑰ 先述の通り、『北野誌』では西京の麴座神人たちは麴騷動後、木曾福島へ逃散し、応仁元年(一四六七)に細川勝元の許可によって帰来したとす
- る。根拠となる史料は示されておらず不明だが、同時期に西京神人・土倉酒屋・細川勝元の間で何らかの交渉があった可能性がある。
- ⑱ 河内将芳「上京地下人」「下京地下人」(『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九三年)。
- ⑲ 桑山浩然「室町幕府経済機構の一考察」(『史学雑誌』七三卷九号、一九六四年)および久留島典子「戦国期の酒麴役」(石井進編『中世をひろげる——新しい史料論をもとめて』吉川弘文館、一九九一年)の注②参照。
- ⑳ 小野注⑤論文。
- ㉑ 天文法華の乱の概要については、今谷明『天文法華の乱』(平凡社、一九八九年)および河内将芳『日蓮宗と戦国京都』(淡交社、二〇一三年)参照。
- ㉒ 『日唱本両山歴譜』天文十四年条。
- ㉓ 『日唱本両山歴譜』天文十五年条。
- ㉔ 山門の内部においても、法華宗を寛裕すべしとする意見を持つ勢力が三塔のうちの横川に存在しており、西塔はこれを叱責している(今谷注③書二二四頁参照)。
- ㉕ 早島大祐「京都商人の信仰と経営」(早島有毅編『親鸞門流の世界』法蔵館、二〇〇八年)。
- ㉖ 小谷利明「土倉沢村について」(『畿内戦国期守護と地域社会』誠文堂出版、二〇〇三年、初出一九八六年)。
- ㉗ 河内将芳「酒屋・土倉の存在形態」(『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九二年)。
- ㉘ 河内将芳「酒屋・土倉の存在形態」(『中世京都の民衆と社会』思文閣出版、二〇〇〇年、初出一九九一年)。
- ㉙ 史料六からは、西京神人が北野社を炎上させた戦犯であると外部からも認識されていたことが伺える。
- ㉚ 山門と北野社による対西京神人の扱いの違いについて、三枝注①論文によれば山門からは「座」という人員組織を通じて西京神人と関係を取り結ぼうとしていたこと、一方北野社(及び室町幕府)は「西京」や「七保」という領域区分を単位として西京神人の支配を志向していたことを指摘

している。

- ④1 村井祐樹『六角定頼』（ミネルヴァ書房、二〇一九年）、二二四頁参照。
- ④2 奉書発給の前提として、当然西京神人（及びその背後にある西塔）の訴えがあったことが想定されるが、西塔の動きを示す史料は残っていない。
- ④3 河内注⑥論文。
- ④4 古川元也「京都新在家の形成と法華宗檀徒の構造」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）。
- ④5 河内将芳「山門延暦寺からみた天文法華の乱」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）。
- ④6 古川元也「京都新在家の形成と法華宗檀徒の構造」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）、および「天文法華の乱の再検討」（『興風』二七、二〇一七年）参照。

④7 注③。

- ④8 天文十六年六月十七日付「延暦寺・日蓮衆徒講和文書案」（『蜷川家文書』六〇五号文書）。
- ④9 河内注③書、一七八頁。このことは、天文法華の乱の後にあってもなお、毎年百貫もの銭を山門に納められるだけの豊かな経済力を法華衆が湛えていたことを示している。
- ⑤0 永村眞「中世延暦寺と若狭神宮寺」（河音能平・福田榮次郎編『延暦寺と中世社会』法蔵館、二〇〇四年）。なお、このとき北野社も軍事力として徴発されたか否かは明らかでない。
- ⑤1 河内将芳「山門延暦寺からみた天文法華の乱」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年）。

（本学大学院博士後期課程）

【付表】西京酒麴専売訴訟関係文書一覧

| No. | 発給年月日 | 年月日コード | 文書名 | 差出 | 宛所 | 内容 | 出典① |
|-----|--------------|-----------|----------|---|------------|--------------------------------|---------|
| 1 | 康暦 1.9.20 | 137909020 | 斯波義将書状 | 左衛門佐義将（花押） | 竹内大僧都御房 | 西京酒麴役について、造酒正の催促が停止されたことを知らせる。 | 『北古』3号 |
| 2 | 康暦 1.9.20 | 137909020 | 斯波義将書状写 | 左衛門佐義政（花押影） | 竹内大僧都御房 | 西京酒麴役について、造酒正の催促が停止されたことを知らせる。 | 『筑波』41号 |
| 3 | 嘉慶 1.9.16 | 138709016 | 室町幕府御教書 | 左衛門佐（花押） | 当宮御師石見法印御房 | 西京神人の他所への居住を禁じ麴業への従事を命ず。 | 『北古』4号 |
| 4 | 嘉慶 1.9.16 | 138709016 | 室町幕府御教書写 | 左衛門佐（花押影） | 当宮御師石見法印御房 | 西京神人の他所への居住を禁じ麴業への従事を命ず。 | 『筑波』43号 |
| 5 | 嘉慶 1.12.3 | 138712003 | 足利義満下知状 | 右大臣源朝臣（花押） | — | 西京神人の酒麴役免除を認める。 | 『北古』5号 |
| 6 | 嘉慶 1.12.3 | 138712003 | 足利義満下知状 | 右大臣源朝臣（花押影） | — | 西京神人の酒麴役免除を認める。 | 『筑波』44号 |
| 7 | 応永 26.9.12 | 141909012 | 足利義持下知状 | 従一位源朝臣 | — | 西京神人の麴業独占を認め、他所が麴室を構えることを禁ず。 | 『北古』7号 |
| 8 | 応永 26.9.12 | 141909012 | 足利義持下知状写 | 従一位源朝臣（花押影） | — | 西京神人の麴業独占を認め、他所が麴室を構えることを禁ず。 | 『筑波』55号 |
| 9 | 応永 26.9.14 | 141909014 | 室町幕府御教書 | 沙弥（花押） | 一色左京大夫殿 | 西京神人の麴業独占を認める。 | 『北古』8号 |
| 10 | 応永 26.9.14 | 141909014 | 室町幕府御教書写 | 沙弥（花押影） | 一色左京大夫殿 | 西京神人の麴業独占を認める。 | 『筑波』57号 |
| 11 | 応永 26.9.28 | 141909028 | 一色義範遵行状 | （花押） | 氏家越前守 | 西京神人の麴業独占命令を下達する。 | 『北古』9号 |
| 12 | 応永 26.9.29 | 141909029 | 祐光請文 | 祐光（花押）、町人かうあみ（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』10号 |
| 13 | （応永 26）.9.29 | 141909029 | 和泉請文 | いつみ（花押）、町人せいあみ（略押）、道高（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』11号 |
| 14 | 応永 26.9.29 | 141909029 | めう請文 | めう（略押）、〈町人之〉ゆふうかた（略押）、ちやうや（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』12号 |
| 15 | 応永 26.9.29 | 141909029 | 祐光請文 | 祐光（花押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』13号 |
| 16 | 応永 26.9.29 | 141909029 | 五太夫請文 | 五太夫（略押）、ほりやのさゑもん三郎（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』14号 |
| 17 | 応永 26.9.29 | 141909029 | れうゆう請文 | れうゆう（略押）、〈しろかねや〉そうあみ（略押）、〈ならや〉ちんあみ（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』15号 |
| 18 | 応永 26.10.1 | 141910001 | 春阿請文 | 春阿（花押）、〈ちやう人〉とうあみ（略押）、大郎三郎（花押）、せん阿み（花押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』16号 |
| 19 | （応永 26）.10.1 | 141910001 | 五とうし請文 | 五とうし（略押）、ちやう人ゑもん九郎（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』17号 |
| 20 | 応永 26.10.1 | 141910001 | 長阿請文 | 長阿（花押）、けんあ（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』18号 |
| 21 | 応永 26.10.1 | 141910001 | かね請文 | かね（花押）、けんあ（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』19号 |
| 22 | 応永 26.10.2 | 141910002 | 玄心請文 | 玄□（花押）、官人（略押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』20号 |
| 23 | 応永 26.10.2 | 141910002 | 道支請文 | 道□（花押）、町人衛門五郎（花押） | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』21号 |

| | | | | | | | |
|----|---------------|-----------|----------|---|---|------------------------|-----------|
| 24 | (応永 26).10.2 | 141910002 | 次郎兵衛請文 | 次郎兵衛 (花押)、ちやうの人さへもん四郎 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 22 号 |
| 25 | 応永 26.10.2 | 141910002 | 酒屋某請文 | さかや (花押)、ちやうせんあみ (略押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 23 号 |
| 26 | 応永 26.10.2 | 141910002 | 栄賢請文 | 栄賢 (花押)、〈ちやう人〉ひここし (略押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 24 号 |
| 27 | 応永 26.10.3 | 141910003 | 光重請文 | 光重 (略押)、〈ちやう人〉めうせん (略押)、れんかく (略押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 25 号 |
| 28 | 応永 26.10.3 | 141910003 | 讃岐請文 | さぬき (花押)、町人ひやうへ二郎 (略押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 26 号 |
| 29 | 応永 26.10.3 | 141910003 | 隆重請文 | 隆重 (花押)、ちやう人さこの二郎 (略押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 27 号 |
| 30 | 応永 26.10.3 | 141910003 | 良覚請文 | 良覚 (花押)、〈町〉衛門太郎 (略押)、馬三郎 (略押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 28 号 |
| 31 | 応永 26.10.6 | 141910006 | 丈重請文 | 丈重 (花押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 29 号 |
| 32 | (応永 26).10.6 | 141910006 | ゑんもんし請文 | ゑんもんし (略押)、ちやうにんひこ (略押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 30 号 |
| 33 | 応永 26.10.8 | 141910008 | 尊延請文 | 尊円 (花押)、たうえい (花押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 31 号 |
| 34 | 応永 26.10.9 | 141910009 | せんあ請文 | 〈きたくしけのさかやにしのつら〉せんあ (略押)、〈ちやう人〉しやうせん (略押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 32 号 |
| 35 | 応永 26.10.9 | 141910009 | 弥三郎請文 | 弥三郎 (花押) | — | 麴室を毀ち除けたことを知らせる。 | 『北古』 33 号 |
| 36 | 応永 26.10.9 | 141910009 | 上野請文 | 上野 (花押) | — | 土蔵に麴室なきことを伝える。 | 『北古』 34 号 |
| 37 | 応永 26.10.9 | 141910009 | まこ二郎請文 | まこ二郎 (略押) | — | 麴室を毀ち除けたことを知らせる。 | 『北古』 35 号 |
| 38 | 応永 26.10.9 | 141910009 | 武蔵請文 | むさし (花押) | — | 麴室なきことを伝える。 | 『北古』 36 号 |
| 39 | 応永 26.10.9 | 141910009 | 酒屋信種請文 | 〈さかや〉信種 (花押)、〈ちやう人〉けんハ (花押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 37 号 |
| 40 | (応永 26).10.14 | 141910014 | 重善請文 | 重善 (花押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 38 号 |
| 41 | (応永 26).10.21 | 141910021 | 仙阿請文 | 〈四てうのはうもんからす丸みなミひかしのつら〉仙阿 (花押)、又太郎 (略押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 39 号 |
| 42 | (応永 26).10.23 | 141910023 | ふくしやう坊請文 | ふくしやう坊 (略押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 40 号 |
| 43 | (応永 26).10.23 | 141910023 | 正林請文 | 正林 (花押) | — | 麴室を毀ち除けることを知らせる。 | 『北古』 41 号 |
| 44 | 応永 26.10.23 | 141910023 | 三郎請文 | 在所せんほんの三郎 (花押)、ちやう人 (略押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 42 号 |
| 45 | (応永 26).10.23 | 141910023 | 大進請文 | 大進 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 43 号 |
| 46 | (応永 26).10.23 | 141910023 | 円蔵請文 | 円蔵 (略押) | — | 麴室を毀ち除けることを知らせる。 | 『北古』 44 号 |
| 47 | (応永 26).10.23 | 141910023 | 武蔵請文 | むさし (花押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を行わないことを誓う。 | 『北古』 45 号 |

| | | | | | | | |
|----|----------------------|-----------|------------------|---|-----------------------|------------------------------|-----------|
| 48 | 応永 26.10.24 | 141910024 | 越前請文 | 〈むしやのこうちむろ まちきたのさか屋〉 ゑちせん (花押)、けうゑん (略押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 46 号 |
| 49 | 応永 26.10.24 | 141910024 | 土蔵某請文 | 在所者武者小路町北類 土蔵 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 47 号 |
| 50 | 応永 26.10.24 | 141910024 | 美濃請文 | ミの (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 48 号 |
| 51 | 応永 26.10.26 | 141910026 | 竹請文 | 竹 (花押) / 町人まゝ (略押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 49 号 |
| 52 | 応永 26.10.26 | 141910026 | 大式請文 | 大式 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 50 号 |
| 53 | 応永 26.10.26 | 141910026 | 酒屋某請文 | てんほうりんきやうこ くにしのつらのさかや (略押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 51 号 |
| 54 | 応永 26.10 | 141910099 | 孫三郎請文 | 〈町人〉孫三郎 (花押)、 源四郎 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 52 号 |
| 55 | (応永 26).11.7 | 141911007 | 上総請文 | 上総 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 53 号 |
| 56 | (応永 26).11.15 | 141911015 | 卿請文 | 卿 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 54 号 |
| 57 | (応永 26). 欠 .4 | 141999904 | 全芝請文 | 全芝 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 55 号 |
| 58 | (応永 26). 欠 .7 | 141999907 | 出口ゑん請文 | 出口ゑん (略押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 56 号 |
| 59 | 応永 26. 欠 .8 | 141999908 | 某請文 | [] 郎二郎 (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 57 号 |
| 60 | (応 永 26). 欠 .23 | 141999923 | いよ請文 | いよ (花押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 58 号 |
| 61 | (応 永 26) | 141999999 | 左門請文 | 左門 (花押) | — | 麴室を毀たれ、向後麴業を 行わないことを誓う。 | 『北古』 59 号 |
| 62 | (応 永 26) | 141999999 | 宗円請文 | 宗円 (花押) / 〈ちやう 人〉才二郎 (略押)、九 郎五郎 (略押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 60 号 |
| 63 | (応 永 26) | 141999999 | 美濃請文 | 〈いへぬし〉ミの (略押) / 〈ちやう人〉ほんあみ (略押)、けん五郎 (略 押) | — | 向後麴業を行わないことを 誓う。 | 『北古』 61 号 |
| 64 | 応永 32.11.10 | 142511010 | 酒屋交名 (1) | — | — | 酒屋の交名。 | 『北古』 62 号 |
| 65 | 応永 33.2.16 | 142602016 | 酒屋交名 (2) | — | — | 酒屋の交名。 | 『北古』 62 号 |
| 66 | 正長 1.9.18 | 142809018 | 室町幕府御教書 | 沙弥 (花押) | — | 西京神人の麴業独占を認め る。 | 『北古』 63 号 |
| 67 | 嘉吉 2.12.27 | 144212027 | 室町幕府御教書 | 〈西塔院〉執行代 (花押) | 〈北野社 神 人〉当所麴 座中 | 西京神人以外の麴業停止を 命ずる。 | 『北古』 65 号 |
| 68 | 天文 14.8.3 | 154508003 | 西塔院執行代 折紙 | 西塔院執行代 | 北野社神人 当所麴座中 | もとの如く西京神人が麴業 を独占することを認める。 | 『北古』 86 号 |
| 69 | 天文 14.8.3 | 154508003 | 西塔院執行代 折紙写 | 西塔院執行代 (花押影) | 〈北野社 神 人〉当所麴 座中 | もとの如く西京神人が麴業 を独占することを認める。 | 『筑波』140 号 |
| 70 | 天文 14.8.7 | 154508007 | 北野宮神人西 京諸住等申状 | (西京諸住) | (幕府奉行 人) | 洛中洛外土倉以下の麴業停 止を求める。 | 「別賦一」10 |
| 71 | 天文 14.8.7 | 154508007 | 室町幕府奉行 人連署奉書 | 前丹後守 (花押)、沙弥 (花押) | 北野宮神人 西京諸住等 中 | 西京神人の麴業独占を認め る。 | 『北古』 87 号 |
| 72 | 天文 14.8.7 | 154508007 | 室町幕府奉行 人連署奉書 | 晴秀 (花押)、宗安 (花 押) | 〈上下〉酒屋 土倉中 | 上下京酒屋土倉の麴売買を 禁ず。 | 『北古』 88 号 |

| | | | | | | | |
|----|---------------|-----------|--------------|--------------------------|--------------------|--|----------|
| 73 | 天文 14.8.7 | 154508007 | 室町幕府奉行人連署奉書 | 晴秀（花押）、宗安 | 洛外酒屋土倉中 | 洛外酒屋土倉の麴売買を禁ず。 | 『北古』89号 |
| 74 | 天文 14.8.13 | 154508013 | 飯尾元運奉書 | 元運（花押） | 上京地下中 | 上京地下の麴室設置を禁ず。 | 『北古』90号 |
| 75 | 天文 14.8.13 | 154508013 | 飯尾元運奉書 | 元運（花押） | 西京神人住人中 | 西京神人の麴業独占を認める。 | 『北古』91号 |
| 76 | 天文 14.8.13 | 154508013 | 飯尾元運奉書写 | 元運（花押影） | 西京神人住人中 | 西京神人の麴業独占を認める。 | 『筑波』141号 |
| 77 | 天文 14.8.13 | 154508013 | 飯尾元運奉書 | 元運（花押） | 下京地下中 | 下京地下の麴室設置を禁ず。 | 『北古』92号 |
| 78 | 天文 14.8.13 | 154508013 | 飯尾元運奉書 | 元運（花押） | 洛外地下中 | 洛外地下の麴室設置を禁ず。 | 『北古』93号 |
| 79 | 天文 14.8.13 | 154508013 | 飯尾元運奉書写 | 元運（花押影） | 上京地下中、(右同断ころ)下京地下中 | 洛外地下の麴室設置を禁ず。 | 『筑波』142号 |
| 80 | 天文 14.8.23 | 154508023 | 上下京酒屋土倉申状 | (上下京酒屋土倉) | (幕府奉行人) | 西京神人の麴専売は不法と訴える。 | 「別賦一」12 |
| 81 | 天文 14.8.25 | 154508025 | 室町幕府奉行人連署奉書 | 晴秀（花押）、貞広（花押） | 西京麴師中 | 西京神人の麴業独占を認める。 | 『北古』94号 |
| 82 | (天文 14).9.3 | 154509003 | 西塔院執行代折紙 | 〈西塔院〉執行代（花押） | 〈西京諸住〉麴座中 | 西塔院から酒屋土倉へ折紙を出したことを否定する。 | 『北古』95号 |
| 83 | 天文 14.10.1 | 154510001 | 山門三院執行代等連署奉書 | 別当代（花押）、西執行代（花押）、執行代（花押） | 〈北野神人〉麴座中 | 山門のいづこかから折紙が出されていても承認しないよう命ず。 | 『北古』96号 |
| 84 | (天文 15).11.27 | 154611027 | 六角定頼書状 | 定頼（花押） | 伊勢守殿 | 西京東京相論につき、西京神人の言い分を認め、東京麴方の言い分を許容しないよう求める。 | 『北古』98号 |
| 85 | (天文 15).11.27 | 154611027 | 六角定頼書状写 | 定頼（花押影） | 伊勢守殿 | 西京東京相論につき、西京神人の言い分を認め、東京麴方の言い分を許容しないよう求める。 | 『筑波』143号 |
| 86 | (天文 15).11.29 | 154611029 | 六角定頼書状 | 定頼（花押） | 伊勢守殿 | 西京東京相論につき、西京神人以外の競望を禁ずるよう伝える。但し足利義輝と細川晴元の相剋を防ぐため、証文以下は細川晴元へ披露し、しかと納得させるよう仰ぐ。 | 『北古』99号 |
| 87 | 永禄 4.9.2 | 156109002 | 室町幕府奉行人連署奉書 | 丹後守（花押）、散位（花押） | 〈北野宮社人〉西京諸住等中 | 洛中洛外の土倉が麴室を構えることを禁じ、西京神人の麴業独占を認める。 | 『北古』112号 |
| 88 | 永禄 4.9.2 | 156109002 | 室町幕府奉行人連署奉書 | 藤弘（花押）、頼隆（花押） | 〈上下〉酒屋土倉中 | 洛中洛外の土倉が麴室を構えることを禁じ、西京神人の麴業独占を認めたことを知らせる。 | 『北古』113号 |
| 89 | (永禄 4カ).9.16 | 156109016 | 竹内季治書状案 | 季治 | 伊勢守殿 | 西京神人の麴業独占が認められたことを三好・松永へ伝えることを知らせる。 | 『北古』114号 |

- (凡例) 1) 出典の正式名称は以下の通り。『北古』 = 『北野天満宮史料古文書』、『筑波』 = 『史料纂集 北野神社文書 筑波大学所蔵文書(上)』、『別賦一』 = 「別本賦引付一」(『室町幕府引付史料集成』上所収)
 2) 山括弧(〈〉)は小書あるいは傍書を示す。
 3) 文書名は各刊本の表記に従った。なお「賦引付」に限っては披露された日付を記入している。